

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和3年3月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童扶養手当に関する事務
事務の概要	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の母・父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図る。</p> <p>〔特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童扶養手当法第16条の未支払の手当の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
システムの名称	熊本市福祉系システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当(特定個人情報)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の37項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	<p>(情報提供) 番号法別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2</p> <p>(情報照会) 番号法別表第2 57項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉局子ども未来部子ども支援課
所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市 健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	5 部署	健康福祉子ども局子ども支援課	健康福祉局子ども未来部子ども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	5 所属長	子ども支援課長 江 幸博	子ども支援課長 池田 賀一	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	7 請求先	熊本市 総務局 法制課 市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市 総務局 行政官理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	8 連絡先	熊本市 健康福祉子ども局 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市 健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年8月30日 時点		
平成30年3月26日	2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年8月30日 時点		
平成30年7月1日	1 システムの名称	児童扶養手当システム	熊本市福祉系システム		
	5 所属長	子ども支援課長 池田 賀一	子ども支援課長 松井 誠		
	1 いつ時点の計数か	平成29年8月30日 時点	平成30年5月31日 時点		
	2 いつ時点の計数か	平成29年8月30日 時点	平成30年5月31日 時点		
令和1年6月26日	5 所属長	子ども支援課長 松井 誠	子ども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	リスク対策		追加	事後	新様式への変更
令和2年7月22日	4 情報提供ネットワークによる情報連携	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	第10条の3、第59条の2を追加	事後	
	1 評価対象事務の対象人数は何人か	3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満	事後	
	1 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
	2 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
	8 監査	内部監査	自己点検	事後	